

# 資産税課取扱いの証明書等について

国の標準仕様に沿った新しいシステムの導入により、**令和8年3月24日**から各種証明書を以下の通り変更いたしました。

|                      |                                               |                                                  |
|----------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 評価証明書<br>公課証明書<br>共通 | 【記載が無くなる箇所】                                   |                                                  |
|                      | ・ 登記名義人の氏名の記載が無くなりました<br>(納税義務者と異なる場合は記載されます) |                                                  |
|                      | ・ 非課税地の近傍価格の記載が無くなりました                        | 近傍価格の記載が必要な場合は窓口で申し出てください                        |
|                      | ・ 備考欄の「生産緑地」・「特定生産緑地」・「非特定生産緑地」の文言の記載が無くなりました |                                                  |
|                      | 【運用が変わる箇所】                                    |                                                  |
|                      | ・ 仮分筆欄がなくなり、住所のあとに-1,-2等の付番が付きます              |                                                  |
|                      | 【新規に追加される箇所】                                  |                                                  |
|                      | ・ 登記地籍が追加されました                                |                                                  |
| 評価証明書のみ              | ・ 課税標準額の記載が無くなりました                            | 課税標準額の記載が必要な場合は「公課証明書」を申請してください                  |
|                      | ・ 備考欄の「非課税」の文言及び根拠法令の記載が無くなりました               | 「非課税」の記載が必要な場合は「公課証明書」または「名寄帳」を申請してください          |
| 名寄帳                  | 【記載が無くなる箇所】                                   |                                                  |
|                      | ・ 各物件ごとの固定資産税と都市計画税の相当税額の合計が記載されなくなりました       |                                                  |
|                      | ・ 備考欄の住宅用地特例の記載が無くなりました                       | 小規模住宅用地の欄に地積の記載があれば住宅用地の特例が適用されています              |
|                      | ・ 家屋の地下部分の記載が無くなりました                          | 確認が必要な方は「評価証明書」または「公課証明書」、もしくは登記全部事項証明書を申請してください |
| 所在証明書                | 廃止いたしました                                      | 法務局で発行する登記全部事項証明書を申請してください                       |
| 評価証明書<br>(借地借家人用)    | 廃止いたしました                                      | 借地借家人の方は「評価証明書」または「公課証明書」を申請してください               |